第七章 植民地(二)

第二部 新植民地繁栄の要因(一)

みやかに富と繁栄に向かう。 来た人々に場所を譲りやすい土地を占めると、 文明国の人々からなる植民団が、 まだ開かれ その植民地は、 てい ない土地や、 他のどの社会よりも、 先住民が少なく新しく

水準は、 度を築いていく。他方、その種の社会では、技術を守れる程度に法と政府が整った後 かである。 らない。 力だけでは耕しきれないほど広い土地を手に入れる。地代は不要で、税もほとんどか や秩序立った裁判のしくみに関する考え方も持ち込み、新天地でも自然に同じような制 入植者は、農業やさまざまな実用の技術についての知識を携えてやって来るが、 法と統治の自然な発展は、 上下関係の規律、 上に立つ地主に収穫を分ける必要もなく、 いわゆる野蛮社会が何百年かけても自然には到達しえないほど高い。 ゆえに、 収穫の大半が自分のものとなる以上、 母国で実際に機能している正規の政府、 技術の発展よりなお遅い。入植者はたいてい、自分の 君主に納める分もたいていごくわず 生産量をできるかぎり増やそ その基盤となる法体系 さらに彼 その

だが、 加え、 持つようになる。すると今度は自分が雇い主となり、他の労働者に気前よく報酬を払う。 と同じく自立の道を歩むことができる。 か K もとを離れて独立する。 で彼は、 うとする動機は強い。 かった費用を大きく上回り、 食べ物を与えられ、 を加えても、 土地が広く安く手に入るため、 その労働者たちも、 あちこちから労働者を集め、 そのもつ力の十分の一を引き出すのがやっとであるのが常である。 適切に世話を受ける。 とはいえ、 労働へ 最初の主人のもとを去ったのと同じ理由で、 成年に達すると、 の手厚い報いは結婚を促し、子どもは幼いころから十分 土地があまりに広いため、 労働者はやがて主人のもとを離れ、 惜しまず高い賃金で報いる。 成長すれば、 高い賃金と安い土地を背景に、 その働きが生む価 自分の労力に他人の雇 しかし、 ほどなく彼らの 自分の土 高 値 に養育 i s 父の代 賃金 そこ 地 用 労

費用で手に入り、その土地を改良して得られる増収は所有者 利害が、 る利潤となり、 がちである。 多くの国では、地代と利潤が賃金を奪い、 下の層をより寛大で人道的に扱うことを促す。 だが新しい植民地では、 たいていは非常に大きい。ただしその利潤は、 少なくとも下の層が奴隷でない 上の二つの階層がい 自然に肥えた荒 (兼ねて事業主) が受け取 他人の労働を雇って開 ちばん下の階 かぎり、 れ地は、 いわずか 層を圧 上 の 層 な 0

れたことは、

注目すべきことである。これらの植民市はいずれも、

当時の言い

大方で

育ち、 労働 劣らぬ存在であった。 とロクリ、小アジアのエフェソスとミレトスは、 例も少なくない。シチリアのシラクサとアグリジェントゥム、イタリアのタレントゥム 改良を押し上げる力は、 う不均 あったのだろう。わずか一、二世紀のうちに母都市に肩を並べ、ときにはそれをしのぐ を与える。こうして支払われる賃金は、実質的には土地の「価格」のほとんどをなす。 良い土地の安さと豊富さは改良を後押しするとともに、 はせず、 耕作しなければ生まれず、 古代ギリシャの多くの植民市が、富と国力を驚くほど速く伸ばしたのも、 !の対価として見れば高いが、これほど価値のある土地の代金と見れば低い。 タレスとピタゴラスの学派が、 その成熟のほども本土のどの地域にも引けを取らなかった。最古の哲学者である どれほど高くても支払って人を雇おうとする。 のため、 労働力の確保はむずかしい。 成立は遅れていても、 そのまま実質的な富と国力の伸長をも促すのである。 しかも新植民地に通例の「土地は広く人手は少ない」とい 前者は小アジアの、 高度な技芸や哲学、 そこで雇い主は賃金を値切って争うこと いずれも古代ギリシャのどの都市 所有者にその高賃金を支払う力 高 後者はイタリアの植 い賃金は人口 詩、 弁論術 の 増 そのためで 加を促 は早くか 民市に開 人口と に b

道を譲 は自分たちの利益に最もかなうやり方で、 野蛮」とされた住民の地に築かれ、 これに比べると、 った。 良い土地は豊富にあり、 ローマの植民市の歴史は決して華やかではない。たしかに、フィ 先住民は新しく来た人びとに、 しかも母都市から完全に独立していたため、 自由に政治や経済の運営を行うことができた。 比較的すみやか 彼 に

は、 る。 やり方で自由に運営することが、つねに許されたわけではない。 L ンツェのように、母都市が衰えたのち、 かも、 すでに人口の多い それでも、 植民市は独立した共同体ではなかったため、自分たちの利益にいちばんかなう 全体としては、 征服地に置かれ、 発展が急だった例はほとんど見られない。 長い歳月をかけて有力な都市へ成長した例はあ 入植者に割り当てられる土地も多くは 多くの植 なか ~った。 民市

古代 過ごされた。遠さゆえに抑え込みは難しく、正面から認めたり、後になって追認された はいくらか弱まった。 利益を追い求めても、 の植民市に匹敵し、 アメリカと西インドにあったヨーロッパの植民地は、良い土地の豊かさで古代ギリシ 1 7 の植! 民市に似ていたが、 距離があるせいで本国の目も手も届きにくく、 むしろ大きく上回っていた。一方で、本国への従属という点では その行いはヨーロッパではしばしば知られず、 彐 1 П ッパから遠く離れていたため、 植民地が自分たち 理解されず、見 その従属 の力

第七章 植民

お、

スペインの征服以前、

メキシコやペルーには荷を引く家畜はなく、

荷運びに使える

民地は、 例さえあった。 令を撤回したり緩めたりせざるを得ないことがたびたびあった。 富と人口、 専制的なスペインでさえ、 そして社会の改良の面で、 大規模な反乱を恐れ、 著しい成長を遂げた。 こうして、 植民地統治 これ に関する命 Ġ の

ジ P L 創建されたリマは、 け 領三大都市 るという通説があるが、 ほとんど顧みられ め た。 ではない。 こうした収入は欲望を刺激し、さらに巨万の富が得られるという期待をあおっ モクテスマ メリ・ かつてインディオの寒村にすぎなかったキトも、 ペイン王権は、 スペインの カレ (ボストン、 広大な領土のわりに、 リはメキ 植 の時代の五倍を優に超えていたと見てよい。 なか 民地 ウリョーアの記録によれば、 金や銀の分け前によって、 つ は最初から本国 ニュ ・シコ市 実際には人口 た。 1 もっとも、 ヨーク、 の人口を十万人と記し、 スペイン植民地は他国に比べ人口や繁栄で見劣りす の増加と改良の進展は目覚ましかった。 の強い関心を集め、 フィラデルフィア) 関心の強さがそのまま繁栄 植民が始まった当初から国 約三十年前にはすでに人口五万人に達 同じころ同規模へとふくらんだ。 スペ 他の欧州諸 を大きくしのいでい これらの数字は、 イン人の誇張を差し引 の度合 国 の植 庫 l V を決 民地 で収 征服後 当 る。 蒔 は長 入を得 めるわ たた の英 な 7 に

の リョは、 例する。 州の家畜や鉄、犂、さまざまな技芸が広まった今日のような改良や耕作の水準には、 具の中心は木の鋤で、 おそらく今のほうが多く、 ても到達できなかったことは明らかである。 した道具が、彼らの生業を支える主な手立てであったらしい。このような条件では、 おらず、 はラマだけで、その力はロバにも及ばなかった。 多くの点で古来のインディオより優れていることは認めねばならない 苛烈な征服による殺戮があったにもかかわらず、 鋳造貨幣も確立した交換の仕組みもなく、 刃物や手斧は鋭い石、 住民の性格も確かに大きく変わった。 一般に、人口は改良と耕作の進み具合に比 針は魚の骨や動物の腱で代用された。 取引はふつう物々交換であった。 犂は知られず、鉄の扱いにも通じて これら二つの大帝国 スペイン系のクリオ の 人 こう \Box 欧 ح は 1

同 によってポルトガルが独立を回復すると、両国は、未占領地はポルトガル王に、占領 0 ..地は大規模で力のある植民地へと成長した。 収入も少なかったため、長く軽んじられていた。 トガル領ブラジルである。 オランダが侵攻して十四州のうち七州を占領したが、ブラガンサ家 しかし、発見後しばらくは金銀の鉱山が見つからず、 のちにポルトガルがスペインの支配 ところが、 まさにその放置の時 の即 王室 下に 期 地 位

ル

スペイン人の定住に続き、アメリカで欧州勢の中でも最も古い部類に入る拠点が、

ポ

第七章

紀の末、

自ら

「無敵艦隊」と呼んだ艦隊が敗れ、スペインの海軍力が衰えると、ほ

か

の

還に応じた。 をブラジルから追い払った。 植者を圧迫したため、 当時のブラジルには、ポルトガル人とその子孫、 入植者たちは本国の黙認のもと自ら蜂起し、 自力では維持できないと悟ったオランダは、 現地生まれ ついには の白人 領 オラ 土の全面 (クリ

は

オランダに帰属させると取り決めた。

ところが現地のオランダ当局

がポポ

ル

トガル

系

合わせ、 オーリョ)、白人と黒人の混血(ムラート)、さらにポルトガル人とブラジル人の混 か随 一とみなされた。 六十万人を超える人々がいたとされ、 ヨー . П ッ パ 系の血を引く人の数ではアメ ĺП

を

とポ < 艦隊が地中海の外へ出ることはほとんどなかった。スペインは、 ブラジル け たという理由 十五世 フランス人のフロ 彐 ルトガルであった。 1 ·紀の終わりから十六世紀のほとんどのあいだ、 に入植するのは 口 ッ で、 の多くの国々は、 アメリカ大陸全体の権利を主張した。 リダ入植者は、 ヴェネツィアはヨーロッパ各地と広く商売をしてい 止め られ その広大な大陸のほか なか スペイン人により皆殺しにされた。 ったものの、 その名声と威光は当時きわ の 海で最も強かったのは 強い 地域に拠点を築くことを恐れ 海軍を持 自分たちが最初に見つ つポ しかし十六世 ルト たが、 スペ て大き ガ ルが その イ

が、

次々と新世界に植民地を築き始めた。

持つ主要な諸国であるイングランド、フランス、オランダ、デンマーク、 国々の入植を押さえ込む力は失われた。こうして十七世紀に入ると、外洋に面した港を スウェーデン

はっきり示している。 家族の数は、もしこの入植が本国の保護を受けていれば大いに栄えたであろうことを、 オランダのニューヨーク植民地に取り込まれ、さらにそのニューヨークも一六七四年に スウェーデン人はニュージャージーに入植した。いまもそこに残るスウェーデン系の だがスウェーデンの支援がなかったため、その入植地はまもなく

はイングランドの支配下に入った。

を遅らせ、長く停滞させただけであった。やがて先王がこの会社を解散すると、それ以 さらされていた。 売るときにも住民を不利に扱いうる力を持ち、そうした振る舞い である。とはいえ、それでもこの植民地の発展を完全に止めることはできず、その歩み を供給することを一手に担う会社の支配下に置かれていた。この会社は、買うときに であった。二つの島は長いあいだ、植民者の余った産物を買い取り、暮らしに必要な品 デンマークが新世界で持っていた領地は、セント・トマス島とサンタ・クルス島だけ 一社による独占支配は、 おそらく統治のかたちとして最悪に近いもの に流れやすい 誘惑にも

島とセント・ユースタティウス島は、

自由港として世界各国の船に開かれており、

自国

来、 両 植 民地の繁栄は目に見えて大きくなった。

ちが 地 繁栄を支える主たる要因であろう。さらに、 貿易のみを自社の独占として残している。 はスリナム向けの交易をオランダ籍船 め、 ジ め その効果を完全には打ち消せないからである。 スリナムは有力な植民地ではあるが、 B た。 れ 1 に のの、 ればよい ラン その結果、 入植者は密貿易によって会社の独占をある程度回避することができた。 いない。 州 はまだ及ば は 新たに ダ ́の としている 卥 良質で安価な土地という強力な繁栄の条件は、 たとえオランダの支配が続いていても、 ない。 開かれた他の植民地の多くと比べると、 長く人が住み制度が整った古い国々と比べれば目に見える成 イ ·ンド植[一方、 他方、 民地は、 アフリ ノヴァ・ 東インドと同様 力 ベルギア(のちのニューヨーク州 砂糖生産の拠点としては、 からアメリ に開放し、 この独占の緩和こそが、 オランダ領の主要な二島であるキュラソー さらに、 カヘ 貨物価値の二・五%を免許料として納 に、 いずれに の 当初は独占会社の支配下に 本国からの距離が大きかったた 発展の歩みはむしろ遅 直 脏、 統治がどれほど拙くても、 相当な勢力 すなわち実質的 他の欧州諸 当該 へと成っ 植民地 ・ニュ 現在、 長は 国 の今日 長した には 1 の主要基 った。 置 あ ヤー った 奴 か 0 に れ

の

船にしか港を開かない、より有力な周辺植民地に囲まれた中で、この開放性が、

土地

のやせた二島を繁栄へと導いた。

んだ。やがてイギリスがこの地を領有したときに確認された人口は、イエズス会の かった。その後、いわゆるミシシッピ計画が崩れて会社が解散すると、発展は一気に進 おり、この不利なしくみのもとでは、ほかの新しい植民地に比べて発展はどうしても遅 を実地に調査しており、 ル ルヴォワ神父が二十年から三十年前に示した数のおよそ倍に達していた。 フランス領カナダは、 前世紀の大半と今世紀のはじめごろまで独占会社に支配されて 実際より小さく見積もる理由はなかったのである。 神父は全土 シャ

Þ ち直した。いまやこの地は西インドでも最も重要な砂糖植民地となり、その生産量は英 0 ン 0 l V ものが止まることはなかった。そしてこの重荷が取り払われるや、繁栄はただちに持 ス領と同様に独占会社の支配下に置かれ、 かな統治をとらざるをえず、 市民としてその権威を受け入れるようになると、当局はしばらくのあいだきわめて穏 あいだフランスの保護も権威も求めず、また認めもしなかった。その後、人々が本国 サン=ドマング (現在のハイチ)は、もともと海賊や私掠船の拠点として始まり、長 この時期に人口と開発は急速に伸びた。 成長はたしかに鈍ったが、 それでも発展そ やがて他 のフラ

植民地 (二)

に

非常に好調である。 それでも、 発展の速さでは、 ほかのどの植民地よりも優れていたのは、 北米のイギリ

領

 \hat{o}

砂

糖植民地の合計をも上回ると言われる。

フランスの他の砂糖植民地も、

おおむね

ス 植民地である。

新し 13 植民地の繁栄を支える大きな理由と考えられる。

い土地がたくさんあることと、自分たちのやり方で物事を進められる自由の二つが、

良

英領 北米の植民地は、 たしかに良い土地に恵まれてい たが、 その豊かさは スペ ィ シや

治のしくみは、 か ポ の植民地より、必ずしもまさっていたわけではない。 ルトガル の植民地ほどではなく、また、 これら三国のそれと比べて、土地の改良や耕作を進める点で、より有利 先の戦争の前にフランスが持 とはいえ、 英領の各植 つてい 民地 たい の政

<

はたらい

領の各植民地では他の地域よりも抑えられていた。 第 に、 手つ か がずの土は 地 の囲 い込みは、 完全に止められたわけではな これは、決められた期間 61 が、 内に自分の イギリス

土地 の一定の割合を整え耕す義務を所有者に課し、 怠ったときは、 そのままにした土地

11 を別の人に与え直せると定めた植民地法があったためである。運用は必ずしも厳格では

なかったが、

抑止効果はあった。

所 間 ほ 法より若子に有利だが、 も譲渡もできない。フランス植民地はパリ慣習法の下にあり、土地相続はイングランド ガルでは、称号に付く大地所には家督制が及び、相続は一人に集中し、 す たん大きな地所が生まれても、一、二世代でかなり細かく分かれる見込みが高い。 三州でもモーセの律法にならい、長子は二倍を受けるが独占はできない。だから、 子相続がなく、 には上位の かか はるかに勝っていた。良質な土地が豊富で安いことこそが、新しい植民地が急速 植民地では、 はどれもこの種の貴族保有であり、 残りはできるだけ早く売り払うのが通例であった。 の英領植民地には本国と同じ長子相続があるものの、 大規模な下付地を得た者は、 の領主や家の相続人に買い戻しの権利が生じる。 相続と土地所 広大な未耕地が細分されていく速さは、 土地は動産と同じように子どもたちへ等分される。 騎士奉仕や臣従関係に基づく貴族保有地を譲り渡すと、一 有の制度が、 わずかな定額地代 必然的に流通がさまたげられた。 土地の分配を後押しした。 (クイット・レ これに対し、スペイン・ポルト 相続よりも譲渡 しかも、 土地は自由保有で売買がたや ペンシルベニアには長 ニューイングランド その国で最大級 ント)だけを確 原則として分割 とはいえ、 (売買) のほう 定期 他方、 新 の地

保

つ

が

に繁

ヤ

とロ

ードアイランドが各三千五百ポンド、

コネティカットが四千ポンド、ニュ

1 3

労働は、 莊 込みは、 栄する主な理由である。 実現しやすい より多くの人手が向けられる結果、スペイン・ポルトガル・フランスの植民地のように、 会にもたらす産出は最も大きく、 込みによって労働が他の職に流れがちな場合と比べ、より大きく価値 賃金と投下資本の利潤に加え、 土地の改良を進めるうえで最大の障害となる。 だが、 囲い込みはその利点を損なう。とりわけ未開 かつ貴重である。 利用した土地から地代までも生み出すため、 英領の植民地では、この種 土地の改良や耕作に向 . の 高 墾地 こい産出な の労 け 5 の 働 れ 囲 社

事 内 は働 た ら さらに多くの労働を動員できた。彼らは本国の防衛や内政に費用を拠出せず、 の防衛すら、 政費とは比べ 警察などへの相応の給料と、ごく少数の最も役に立つ公共事業の維 騒乱直前の年間支出は、 いて得た成果の取り分をより多く手元に残すことができ、貯蓄と再投資によって、 イギリス領 ものにならな ほぼ全面的に本国の負担で賄われていた。 の植民地では課税がおおむね控えめであった。 マサチューセッツ湾が約一万八千ポンド、ニュ いほど大きい。 他方、 植民地 の内政費は小さく、 しかも海軍や陸軍 そのため、人びと 持に限られ 1 の費用 むしろ自 ハンプシ 総督 T 判

か 年間六万四千七百ポンド強にすぎず、人口約三百万人の社会がいかに少ない費用で、し ていた。 議会の補助に頼りつつ、 ニアとサウスカロライナが各八千ポンドであった。 1 も「よく統治」されうるかを示す長く語り継がれる実例である。 · クとペンシルベニアが各四千五百ポンド、ニュージャージーが千二百ポンド、バージ メリーランドとノースカロライナを除く北米の内政費は、住民の負担で見れば 前者は年約七千ポンド、 後者は約二千五百ポンドを自前 ノバスコシアとジョージ 政府費の要である防 アは で賄 部 を

衛と保護の費用は、

一貫して本国が負担してきた。

植えつけ、ほかの場でも散財を促す。 定の機会ごとにのしかかる実質的な臨時課税であるばかりか、人々に虚栄と浪費の癖 課税は主に現地 民地からの税で本国の財政の一 教の運営も同じく質素で、什一税は課されず、 とえばペルー い給料か、住民の自発的な献金で支えられた。これに対し、スペインとポルトガルは植 総督の着任や議会の開会といった儀式も、 副王の接待には莫大な金がかかった。こうした儀式は、 で使われた。 それでも、 部を賄い、 つまり、重い臨時税であるだけでなく、私的な奢 植民地政府の儀式はきわめて費用 フランスは目立つ収入こそ得なかったも 礼は尽くすが、 聖職者の数も多くない。 むやみに華美ではない。 富裕な植民者に特 彼らは、ほどよ がかさみ、 の た

15 第七章

> 職者たちは、 どころか聖なる行いとされたため、施しは義務、 れた貧しい人びとには、これがきわめて重い負担となった。さらに、どこであっても聖 ル 民地では宗教的な圧迫が強い。 では容赦なく取り立てられた。 、と放埓という、より苛烈な恒久の「税」を生み出すのである。さらに、この三国 土地を囲って自分たちのものにするうえで、非常に大きな役割を果たす どこでも什一税が課され、 加えて、 托鉢修道士が数多く、 拒むことは大罪だと繰り返し教え込ま とりわけスペインとポ 彼らの乞い は許され ル } |の植 る ガ

場 による取引や第三国を経由した欧州品の輸入を禁じたが、その独占のしくみと運用は国 に よって大きく異なってい での販売を許された。 第四に、 英領植民地は余った産物を売る場面で優遇され、 欧州諸国は概して植民地貿易を自国で独占しようとし、 た。 他国の植民地よりも広い市 外国

人々でもある。

物をできるだけ安く買うことに加えて、たとえ安値でも、 その結果、 0 品をその会社からしか買えないようにし、 くつか 会社にとって得なのは、 ~ の 国 は、 植民地との通商をまるごと独占会社に任せ、 ヨーロッパの品をできるだけ高く売り、 余った産物はすべてその会社に売らせた。 ヨーロッパで高値でさばける 植民者 には 植 日 民地 1 口 ッパ の産

理として放棄したのちに、ポルトガルが少なくともブラジルの二つの大州、 王の治世まで続いた。フランスでも時に採用され、さらに一七五五年以降、 策であり(十八世紀に入ると独占の行使は多くの面でゆるんだが)、デンマークでも先 然な成長を妨げる手立てとして、 分だけしか買い上げないことである。要するに、この仕組みは、 ル でも低く押さえ、 ナンブーコとマラニョンでこれを導入した。 時にはその自然な増え方まで押しとどめてしまう。 独占会社ほど強力なものはない。これはオランダの政 余剰産品 新しい の価値を すなわちペ 他国が不合 植 民地 の自 ίĮ つ

の結果、 同じように法外に大きく、圧迫的になり、 て動くのが得だと考え、 ために資金を出し合った商人たちは、 国の人ならだれでも植民地貿易に参加できるように見える。 した方式をとる国もあった。このやり方は、定められた港・季節・船を使うかぎり、本 められた季節の船団に限る。 独占会社は作らないが、 植民地は買うときは法外に高く、売るときは不当に安くせざるをえなくなる。 結局、 植民地との取引を本国の決められた港だけに限り、 単独で航海する場合は高額の特別免許が必要であり、 取引は独占会社とほぼ同じ仕組みで進む。 利害が一 植民地への物資の補給は滞りがちになる。そ 致するので価格や取引方法を示し合わ しかし、免許船を用意する 彼らの 出航も定 利益 こう せ

り、

フランスもおおむね同様で、

いわゆるミシシッピ会社の解散以後はこの路線を続け

イングランドは

一貫してこの方針

であ

て間

...もないころ、プリマス会社が解散して以来、

ところが、 インドでは欧州 スペインはつい近年までこの方策を一貫して続けており、そのためスペ 産品 の値段が桁外れに高かったといわれる(ウロ アによれば キト

地 では うほど、輸出で手元に残る分は減る。つまり、輸入の高値は輸出の安値と同じ意味であ 心が自国 鉄一ポ の産物を売るのは主に欧州品を買うためである。 ンド -が約四 シリング六ペンス、 鋼一ポンドが約六シリング九ペンス)。 したがって、輸入に多く支払 植 民

これに対して、 ある国々では、 本国の人々ならだれでも、本国のどの港からでも、 通

悪

i J

制度を採用してい

. る。 植

民地で従来のスペインと同じ政策をとり、

しかもこの二州については、

最近、

さら

に

る。

ポルトガルも、この点については(ペルナンブーコとマラニョンを除く)すべての

を適正な値で売り、 多く各地に散らばっているため、広く談合することはほとんど不可能で、 常の税関手続だけで植民地と取引できるようにしている。このしくみでは、 行き過ぎた利潤を抑える。 欧州の品物も妥当な値で買うことができる。 こうした開放的な政策のもとでは、 わが 植民 国 地 0 競 植 は 自国 商人の数 民 争がよく 地 が 0 でき 産 物 働 が

ている。その結果、イングランドとフランスの対植民地貿易の利潤は、 の多くの植民地での欧州産品 全に開放した場合よりはいくらか高いものの、 の価格も、 極端に高くなることはない。 決して法外ではない。 したがって、 もし他国にも完 両

国

品目」と呼ばれる。 の品目だけであった。これらは航海法とその後の法律で名前が挙げられており、「列挙 であるイギリス船または植民地船を使うかぎり、 非列挙品目には、 また、余った生産物の輸出についても、英領植民地が本国の市場に限られたのは一部 ほかは「非列挙品目」とされ、所有者と船員の四分の三が英国臣民 アメリカと西インドの主な産物のいくつかも含まれてい 他国へ直接輸出することができた。 る。 具体的

販路を大きく開くことで、人口がまばらな国の需要をはるかに上回る規模まで作付を広 には、さまざまな穀物、木材、塩漬けの食品、魚、 新しい植民地で、まず何よりも、そして主に栽培されるのは穀物である。 砂糖、 ラム酒である。 法律がその

げ、

増え続ける人口に先だって、十分な食料の基盤を整える。

ともと価値の低い品にも適正な価格をつけて引き上げる。こうして、本来なら出費だけ 0 最大の障害となる。 面が森林で、木材そのものの価値が低い地域では、 そこで法律は、 植民地で産する木材に非常に広い市場を与え、 開墾にかかる費用が土地の改良 19

が起こる前には、

おそらく世界でも屈指の重要性を持っていた。他方、

本国の捕鯨は

で終わるはずの伐採や整地からも一定の収入が得られるようにし、

改良を進めやすくし

られ、 てい 皮革と生皮を列挙品目に加えたために、いくぶん弱められている。これによって、アメ 与えようとしている。 供給できるようにし、 貫して掲げてきた目標である。 そこで法律は、 して一定の割合を保っていることが欠かせない。この点はすでに述べたとおりである。 だが、どの国でも土地の大部分を本格的に改良するには、 って自然に増えやすく、 カ産家畜 植 人口も耕地もまだ国全体の半分にも達していない段階では、 ·民地の漁業を広げてイギリスの船隊と海軍の力を強めることは、 その結果、 の価値は押し下げられる方向に働くからである。 アメリカ産の家畜について、 大いに発展した。 もっとも、 その高 その結果、 い価格によって、 そのため、 この効果は、ジョージ三世治世四年の法律第十五章が とりわけニューイングランドの漁業は、 価格がつかないか、 この漁業にはできる限りの自由と援助 屠畜品でも生体でも、 改良に不可欠なこの品目に ついても低くなりがちである。 家畜の価格が穀物の価格 家畜は住民の消費を上回 きわ 玉 の めて広 法律 確 近年 か が な l V が与え 市 .の混 ほ 価 に対 値 場 に を

多額の補助金にもかかわらず成果が乏しく、生産の合計額が毎年支払われる補助金をほ まれている。 い)。これに対し、 とんど上回らないという意見さえある(ただし、 また、北アメリカの人々がスペイン、 ニューイングランドの捕鯨は補助金なしでも非常に大きな規模 私がそれを確かだと言うわけでは ポルトガル、そして地中海沿 で営 な

国と交易する主な品目の一つも、魚である。

言わ った。 年で砂糖の輸入は大きく伸びたものの、 市場である。 < ランターの の制限があり、さらに英国で砂糖の値が高かったため、 れる。 糖は当初、 いまもなお、英本国とその植民地が、英領プランテーション産砂糖のほぼ唯 願 消費は急速に増えており、 € √ 出によって、 指定品目として英国あてにしか輸出できなかった。だが一七三一年、プ 世界各地への輸出が認められた。 ジャマイカや割譲諸島の開発によって過去二十 第三国向けの輸出は以前とあまり変わらないと その効果はあまり上がらなか ただし、 この自由 [には多 _ の

品物であり、 ラム酒は、 その見返りに彼らはアフリカの人びとを奴隷として連れ帰った。 アメリカ人が西アフリカ沿岸の人びととの取引に持ち出す、 とても重要な